



平成 28 年 2 月 16 日

各位

上場会社名 三菱鉛筆株式会社

代表取締役 数原英一郎

(コード番号 7976 東証一部)

問合せ先責任者 財務担当取締役 永澤宣之

(TEL. 03-3458-6215)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 16 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 3 月 30 日開催予定の第 141 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が施行され、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 29 条(取締役の責任免除)および第 38 条(監査役の責任免除)の一部をそれぞれ変更するものであります。

なお、定款第 29 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 3 月 30 日(水)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 30 日(水)

以上

別 紙

変更の内容

(下線部分は変更箇所を表しております。)

現行定款	変更案
<p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第 5 章 監査役、監査役会および会計監査人 (監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第 5 章 監査役、監査役会および会計監査人 (監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

以上